

住宅火災や火災による犠牲者をなくすためにできること

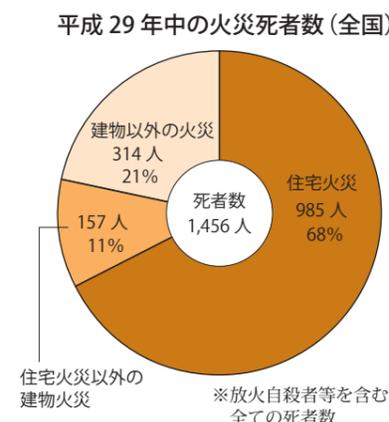
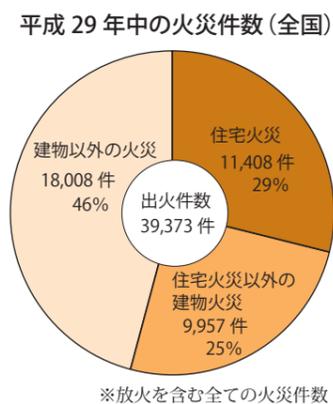
住宅火災を防ぐためには、日頃からの火災予防が必要です。近年の全国の火災件数なども踏まえ、私たちが普段からできることや注意事項などをお知らせします。

火災による死者のうち約7割が住宅火災

全国の平成29年中の火災件数は約4万件、火災による死者数は1456人となっています。また、火災件数のうち約3割は住宅火災が原因によるものですが、火災による死者数で見ると約7割が住宅火災となっています。

福島県内の平成30年中の火災件数(速報値)は、632件(前年比35件増)で、火災による死者数は42人(前年比4人増)となっています。特に、会津広域管内では10月から続けて火災による犠牲者が出ている状況です。

町内では、平成30年中の住宅火災が3件、今年に入ってからには既に2件発生し、犠牲者も出ています。今後も暖房などを利用する機会があるため、引き続き注意が必要です。



【問い合わせ先】
猪苗代消防署
☎(62)4433

【火災により119番通報する場合のやりとりの例】

通信指令員 119番消防です。火事ですか救急ですか？
 通報者 火事です。
 通信指令員 住所を市町村名から教えてください。
 通報者 猪苗代町大字〇〇字△△××番地です。
 ※住所が分からないときは、近くの建物などで目標となるものを伝えてください。
 通信指令員 世帯主のお名前を教えてください。
 通報者 〇〇□□です。
 通信指令員 何が燃えていますか？
 通報者 家です。建物が燃えています。
 通信指令員 逃げ遅れた人はいませんか？
 通報者 いません(または△△がいないです)。
 通信指令員 けがをしている人はいますか？
 通報者 いません(または〇人います)。
 通信指令員 あなたのお名前と電話番号を教えてください。
 通報者 〇〇□□です。電話は〇〇-××××です。
 これ以降は通信指令員の指示に従って行動してください

万が一、火災が発生したときは
 どんなに注意しても火災は起きてしまいます。もし、火災が起きてしまったときは、あわてずに「とにかく早く知らせる(近所に知らせる・119番通報をする)」、「早く消火する」、「早く逃げる」を心掛けて行動してください。



住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

平成23年6月1日から、全ての住宅において住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災が原因で死亡した方の約5割は、逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器を「設置する」と「設置しない」とでは、その死者数や焼損面積および損害額は約半数になるとの分析もあります。もしもの時にいち早く火災に気が付き、消火活動や避難をすることができるよう、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

維持管理が重要です

住宅用火災警報器は火災感知のため常に作動しています。電池の寿命の目安は約10年とされています。また、適切に機能するためには定期的な作動確認を行い、故障であれば機器の交換が必要です。いざというときのための維持管理が重要です。

古くなったら交換

作動確認の結果、火災警報以外の警報が鳴った場合は、本体の故障か電池切れです。故障か電池切れか分からない場合は、取扱説明書を確認するか、メーカーに問い合わせてください。



定期的な作動確認を

点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、定期的に作動確認をしましょう。作動確認をしても火災警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。警報器の本体または電池を交換しましょう。



■悪質販売に注意してください！

○消防署が住宅用火災警報器を訪問販売することはありません。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

対策4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

対策2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

対策1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

対策3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

習慣2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

習慣1 寝たばこは、絶対やめる。

習慣3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。